十　秘密技術関連情報　発行会社等の対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報及び非公開の対象技術等（発行会社等の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいう。以下この号及び次条において同じ。）に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）をいう。

［十一・十二　略］

十三　特定業種　令第三条の二第三項第三号に規定する特定業種をいう。

十四　特定技術等　命令第三条の二第四項に規定する特定技術等をいう。

（対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準）

第二条　法第二十七条の二第一項の規定により法第二十七条第一項の規定による届出をせずに対内直接投資等を行った法第二十七条の二第一項に規定する外国投資家が遵守しなければならない基準は、次のとおりとする。

一　外国投資家は、当該対内直接投資等に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第三項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、同項第二号イからヌまでに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合であって、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、命令第二条第三項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはならない（外国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外にあっては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。

二　外国投資家は、自ら又は他の株主を通じて令第二条第十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び命令第二条第四項各号に掲げる議案（対象事業又は対象技術等に係る事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案してはならない。

三　外国投資家は、対象事業に係る非公開の技術情報又は非公開の対象技術等の取得その他の当該技術情報又は当該対象技術等の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行ってはならない。

［イ～ハ　略］

四　外国投資家は、令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させてはならず、又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案してはならない。

九　秘密技術関連情報　発行会社等の対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報（発行会社等の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいう。以下この号及び次条において同じ。）に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）をいう。

［十・十一　同上］

十二　特定業種　令第三条の二第二項第三号に規定する特定業種をいう。

［号を加える。］

（対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準）

第二条　法第二十七条の二第一項の規定により法第二十七条第一項の規定による届出をせずに対内直接投資等を行った法第二十七条の二第一項に規定する外国投資家が遵守しなければならない基準は、次のとおりとする。

一　外国投資家は、当該対内直接投資等に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第一項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、同項第二号イからヌまでに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合であって、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、命令第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはならない（外国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外にあっては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。

二　外国投資家は、自ら又は他の株主を通じて令第二条第十一項第二号から第四号まで及び命令第二条第二項各号に掲げる議案（対象事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案してはならない。

三　外国投資家は、対象事業に係る非公開の技術情報の取得その他の当該技術情報の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行ってはならない。

［イ～ハ　同上］

四　外国投資家は、令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させてはならず、又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案してはならない。